

11 雇用・労働関係

ア 円滑な労働移動を可能とする規制改革

| 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|---|---------|------|------|--|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | |
| 求職者からの手数料規制の緩和等 (厚生労働省) | 求職者のニーズに応えるとともに、ILO181号条約及び職業安定法にいう「求職者の利益」を実現するためにも、有料職業紹介事業者が求職者から手数料を徴収できる範囲について、平成16年3月1日からの新制度の施行状況等を踏まえ、更なる拡大に関し、検討を行う。 | | 検討 | | - (厚生労働省) 労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において、関係者からのヒアリングや実態調査を行うなど平成15年改正のフォローアップを行ってきたところであり、平成19年12月25日に取りまとめられた当該部会の中間報告においては、職業紹介制度については、当該改正をもって一定の制度の改善が図られたことから、当面、その施行状況を見守ることが適切であるとの意見で一致した。 |
| 募集・採用における制限の緩和・差別撤廃 (厚生労働省) | b 年齢制限そのものを禁止することについて、その可能性を検討する。 | 中長期的に検討 | | | (厚生労働省) 第166回通常国会において成立した改正雇用対策法において、労働者の募集・採用における年齢制限の禁止が義務化された。(平成19年10月1日より施行) |

イ 就労形態の多様化を可能とする規制改革

| 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|---|--------|------|------|--|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | |
| 紹介予定派遣以外の労働者派遣における事前面接の解禁 (厚生労働省) | ミスマッチから生じる中途解約等の問題の発生を未然に防止するためにも、紹介予定派遣以外の派遣における事前面接の解禁のための条件整備等について、可及的速やかに検討を行う。 | | | 検討 | (規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【雇用・労働関係】イに移行) |
| 派遣労働者に対する雇用契約申込み義務の見直し (厚生労働省) | 改正労働者派遣法の施行状況等を踏まえ、必要な検討を行う。 | | | 検討 | (規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【雇用・労働関係】イに移行) |

ウ 新しい労働者像に応じた制度改革

| 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | |
|--|--|--------|------|------|--|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | |
| 労働契約法制の整備 (厚生労働省) | 労働契約法制は、民法の特別法として、契約当事者である労使双方の意思(労使自治)を可能な限り尊重する必要があること等の点に留意しつつ、労働政策審議会における議論を深め、労働契約法制の在り方について、引き続き検討を行い、その結論を得る。 | | 検討 | 結論 | (規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【雇用労働関係】ウに移行) |
| 次世代育成支援のための勤務時間の弾力化 【人事院】 | a 次世代育成の支援のため、先般、人事院規則の改正により男性職員の育児参加のための休暇や育児・介護を行う職員の早出遅出勤等が新設されたことに加え、国家公務員の育児に係る部分休業の弾力化等勤務時間制度の更なる弾力化について検討を行い、早急にその結論を得る。 (「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対して検討を要請するものである。) | | | 結論 | 【人事院】 人事院は、育児を行う職員が職務を完全に離れることなく育児の責任も果たせるよう常勤職員のまま短時間勤務(1週間の勤務時間20時間、24時間、25時間から職員が選択)を子が小学校就学の始期に達するまで行うことができる制度を措置するよう、平成18年8月8日に国家公務員法第23条の規定に基づき国会及び内閣に意見の申出を行った。これを受け、政府は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法案を平成19年2月に国会へ提出し、同年5月に可決・成立、同年8月1日に施行された。 また、同法において、1日2時間育児のため休業することができる部分休業を「育児時間」に改称し、対象となる子を「3歳に達するまで」から「小学校就学の始期に達するまで」に延長した。 (平成19年8月1日施行) |
| (総務省) | b 地方公共団体に対して、国家公務員の育児に係る部分休業の弾力化等勤務時間制度の更なる弾力化についての検討結果を踏まえ適切な対応が図られるよう助言及び情報提供を行う。 | | | 適宜実施 | (総務省) ・ 人事院からの意見の申出を受けた国家公務員に係る対応を踏まえ、平成19年5月9日、育児のための短時間勤務制度等を導入するための「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号)」が可決・成立、同年8月1日施行された。 ・ 平成19年8月9日、各地方公共団体に対し、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の運用について(平成19年7月31日総行公第63号公務員部長通知)」及び「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例参考例及び職員の自己啓発等休業に関する条例参考例等について(平成19年7月31日総行公第65号公務員課長通知)」を発出するとともに、育児短時間勤務制度等の説明会を開催するなど、その円滑な導入のために必要な助言及び情報提供を行った。 |

| 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|--|---|------|------|--|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | |
| 社会保険制度の改革等 (厚生労働省) | a 就労形態の多様化に対応し、年金・医療保険においても、パートタイム労働者について適用基準に該当する労働者への適用の徹底を図るとともに、適用範囲の拡大について検討する。 | 「国民年金法等の一部を改正する法律」施行後5年を目途として検討等 所要の措置 | | | (厚生労働省) 社会保険の加入の適正化については、適正な届出の励行を指導するため、平成19年度においても、短時間労働者等を多く使用する事業所等を重点的な調査対象とすることにより適用の徹底を図っている。 また、パート労働者が社会経済においてその役割や比重を増していく中で、被用者としての年金保障を充実させる観点などから、「正社員に近い」パート労働者に社会保険の適用範囲を拡大するための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出し、継続審議とされたところである。 |
| | c 退職金について、長期勤続者を過度に優遇する現行制度の見直しを図る。 | 検討 | | | (厚生労働省) 中小企業退職金共済制度(以下「中退制度」という。)においては、掛金納付月数に応じて支給額が増加する退職金カーブをあらかじめ設定し、長期勤続者に有利な支払方式となっている。この中退制度の支払方式について、中退制度の運営方法に関する、有識者からなる総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会において、審議がなされた結果、上記の退職金支払方式も含め、現行の中退制度の維持が認められたところである。 |

オ 労災保険の見直し及び雇用保険事業の民間開放の促進など

| 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|---|---|--------|------|-------|---|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | |
| 雇用・能力開発機構が管理・運営する雇用促進住宅に係る業務の見直し (厚生労働省) | b 民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、老朽化又は機能的に陳腐化している雇用促進住宅を譲渡・廃止する際、従来の地方公共団体への譲渡という方法に加え、例えば、更地にすることを前提に、まず現在の普通借家による契約関係を解消し、速やかに跡地を民間等に一般競争入札で売却する。その際、公営住宅等の入居基準を満たす入居者については、所在地の地方公共団体が管理する公営住宅等への入居等を図る。生活保護世帯については、退去に伴い、別の住宅への入居に必要な住居費の給付としての住宅扶助制度の活用を図る。それら以外の入居者については、移転促進のための適切な給付の基準を定め、借家契約の解約による明け渡しを求める。 | | | 検討・結論 | (厚生労働省) 雇用促進住宅の売却方法の一つとして、更地にして民間等に一般競争入札により売却する方法を加えることとした。 また、当該売却方法に伴う退去者に対する立ち退き料については、土地収用法の基準(「公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和37年10月12日用地対策連絡会決定)」)を踏まえ、給付の基準を決定した。 さらに、雇用促進住宅からの退去者を公営住宅等の優先入居の対象としていただくよう、国土交通省との協議を踏まえ、各地方公共団体に対して通知を発出した(「雇用促進住宅の購入及び同住宅からの退去者の公営住宅等での受入れについて(依頼)」(平成18年9月26日付け職発第0926001号厚生労働省職業安定局長通達))。 |

カ その他

| 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|---|--------|------|-------------|--|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | |
| 産業別最低賃金制度の見直し (厚生労働省) | 地域別最低賃金とともに都道府県単位で設定される産業別最低賃金については、その維持強化を求める声がある一方で、屋上屋を重ねるものとして、その廃止を求める声も他方にはあり、産業別最低賃金を含む最低賃金制度の在り方については、平成16年9月以降検討が行われているところであるが、こうした考え方にも留意しつつ、引き続き意見集約に向けて検討を進める。 | 検討 | | | (厚生労働省) 検討の結果国会に提出した「最低賃金法の一部を改正する法律案」が、平成19年11月28日に第168回国会で成立した(平成19年12月5日公布、同日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)。 |
| 教育訓練給付制度の「指定希望手続き受付」恒常化と手続きの迅速化 (厚生労働省) | 教育訓練給付制度の講座指定に係る申請手続きについて、利用者の利便性と教育訓練給付制度の適正運用に必要な手続、調査等のバランスを考慮の上、運用方法の改善の方向性について検討する。 | 検討 | | | (厚生労働省) 指定希望手続きにかかる運用方法について、指定講座を運営している教育訓練施設から意見を聴取したところ、「指定希望手続き受付」の恒常化については、現行の運用を支持する意見が多数を占め、又、「指定希望手続」の迅速化については、受講生募集等の関係上改善を希望する意見が多数を占めたところである。これらの意見と、制度の適正な運用に必要な手続及び調査等とのバランスを考慮し検討した結果、「指定希望手続受付」の恒常化に関しては、現行の運用を維持するが、「指定希望手続」の迅速化については、段階的に指定の適否結果通知の早期化を図ることとし、平成19年4月の指定より実施した。 |
| 自衛隊地方協力本部が実施する援護業務等 (防衛省) | 自衛隊地方協力本部において行われている自衛官の援護業務(再就職を希望する自衛官のための求人開拓等)については、現在、防衛省において「就職援護業務に係る部外力活用に関する調査研究」が実施されているところであり、当該調査研究の結果も踏まえつつ、民間開放を推進する。 なお、自衛隊地方協力本部において行われている自衛官の募集業務については、現在、多数の自衛官が自ら実施しているところであるが、その更なる効率化について、諸外国の動向も考慮しつつ、一部に退職自衛官を活用することなども含め検討する。 | | | 平成18年度以降措置 | (規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】オ に移行) |
| 中央職業能力開発協会 (厚生労働省) | 中央職業能力開発協会は国からの補助金等により多くの事業を実施しているが、各種技能検定職種のうち、現在民間参入が行われている職種は非常に限定的であることから、更なる民間参入の促進を図る。 また、民間参入のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかどうか検証し、見直しを行う。 | | | 結論、以降速やかに措置 | (規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】イ に移行) |
| (財)介護労働安定センター (厚生労働省) | 介護労働安定センターの業務全般について民間との役割分担を明確化し、他の民間主体でも実施可能なものについて、そのような主体にも委ねられるよう、競争的手法による契約の導入等、民間開放を推進する。 | | | 結論、以降速やかに措置 | (規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】オ に移行) |